

周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託 参考仕様書

1. 適用範囲

本参考仕様書は、周南市（以下、委託者という。）が発注する「周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託」に適用するものとする。

2. 業務目的

質の高い舞台芸術の鑑賞及び文化活動の場の提供と施設の長寿命化を図るため、周南市文化会館大ホールの特設天井を含む大規模改修に伴う、施設全体の改修基本設計・実施設計を行う。

3. 総 則

本仕様書に特段の定めがないものについては、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和３年版）国土交通大臣官房庁営繕部監修」、「山口県業務委託共通仕様書」及び「周南市契約事務規則」によるものとする。

また、周南市文化会館大規模改修基本計画（以下「基本計画」とする）に基づき設計業務を行うものとする。

4. 業務概要

(1) 業務名 周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託

(2) 業務内容 建築物等基本設計・実施設計、外構設計、調査業務
別添③ 補足資料参照のこと。

(3) 業務場所 周南市文化会館（周南市大字徳山５８５４番地の４１）

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から 令和８年５月３１日まで

(5) 対象建物

a. 建物用途

劇場（国土交通省告示第９８号別添二より 第十二号 第２類）

b. 延べ床面積 １１，１１８．１３㎡

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成２５年３月３９日付け国営計第１２６号、国営整第１９８号、国営設第１３５号）による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

・ 構造体Ⅱ類 ・ 建築非構造体A類 ・ 建築設備乙類

(6) 事業全体スケジュール（参考）

令和7年 4月～令和8年5月	周南市文化会館大規模改修基本設計・ 実施設計等業務委託
令和9年 2月～令和10年 10月	周南市文化会館大規模改修工事
令和10年1月～	施設供用開始

5. 管理資格者等の資格要件

- (1)受託者は、管理技術者、各担当技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- (2)受託者又は管理技術者は、監督員の指示により、関連する他の設計業務の受託者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、設計業務を実施しなければならない。

次に掲げる資格を所有する技術者を配置すること。

①管理技術者

建築士法第2条第2項に定める一級建築士（以下、「一級建築士」という）の資格を有している者。

②担当技術者（意匠）

③担当技術者（構造）

④担当技術者（設備）

⑤担当技術者（音響）

⑥照査技術者

一級建築士の資格を有している者。

6. 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

①業務概要

②実施方針

③業務工程

④業務組織計画

- ・ 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種または、類似業務の実績及び手持業務の状況
- ・ 主担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種または、類似業務の実績及び手持業務の状況
- ・ 担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種または、類似業務の実績

- ・協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容(協力者がある場合)

⑤打合せ計画

⑥業務体制（緊急時含む）

⑦照査計画書

7. 打 合 せ 等

業務を適性かつ円滑に実施するため管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

8. 資料の貸与

(1) 以下のものを貸与する。

①周南市文化会館大規模改修基本計画（次の調査報告書を含む）

- ・天井内調査報告書（目視、実測、3D スキャナー）
- ・音響測定報告書（残響時間、音圧レベル分布）
- ・外壁劣化調査報告書（近接目視・打診、遠隔目視）
- ・配管劣化調査報告書（エックス線、内視鏡、超音波肉厚測定）

②竣工時の意匠図（建築、構造、空調衛生設備、電気設備、舞台設備）(tif)

③その他改修工事図面

④複合単価ファイル（RIBC）

(2) 受託者は貸与された関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(3) 受託者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

9. 成果品の提出及び提出期限

受託者は業務が完了したときは、期限までに設計図書に示す成果品（照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

(1) 提出期限：令和7年9月30日（基本設計、その他実施した調査に係るもの）

①改修基本設計報告書 ファイル綴じ1部

（省エネルギー、法令チェック表）

②改修基本設計図 ファイル綴じ1部

③改修基本設計概算書 ファイル綴じ1部

④改修概略工事工程表 ファイル綴じ1部

（工程ごとのステップ図共）

- ⑤改修基本設計概要書 ファイル綴じ 2 部
- (2) 提出期限：令和 8 年 5 月 3 1 日（実施設計に係るもの）
- ①改修実施設計報告書 ファイル綴じ 1 部
（許認可等届出書共）
- ②改修実施設計図 ファイル綴じ 1 部
- ③改修実施設計積算書 ファイル綴じ 1 部
- ④改修工事工程表 ファイル綴じ 1 部
（工程ごとのステップ図共）
- ⑤改修実施設計概要書 ファイル綴じ 2 部
- ⑥改修実施設計照査報告書 ファイル綴じ 1 部
- ⑦構造計算書、設備設計計算書 ファイル綴じ 1 部
- ⑧官公庁等届出書類 ファイル綴じ 1 部（設計内容による）
（計画通知書、省エネルギー法届出書等共）
- ⑨当該業務委託の電子データ 1 式
（図面データ：JWW 及び PDF 形式，建築積算：RIBC2 及び PDF 形式）
（改修基本・実施設計に関する資料）

※その他委託者が必要と認めるもの。なお、建築施設等基本・実施設計の成果品は国土交通省告示第十五号に示す成果図書を提出すること。

※業務履行報告書及び業務実施報告書を月毎に提出のこと。前月分をまとめて、次月の月上旬に提出すること。

10. 守 秘 義 務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。